

第6回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成13年3月29日(木) 16時50分～19時05分

- 委員長 定刻前ですが、委員の方おそろいですので、始めさせていただきたいと思
います。きょうが第6回の会議になります。これまで鎌倉の子供の様子、育
つ様子を確認し、そして前はもう一度立ち返って、それに対し鎌倉がどの
ような子育て支援を行っているかという全体的なおさらいをしました。
きょうから何回か審議のお時間をとりまして、第1回の会議で市長から諮問
がありました地域における子育て支援のあり方の(1)の方、「保育環境の
充実について」というところに審議の方を進めていきたいと考えています。
それでは事務局の方に出席委員等の確認をお願いいたします。
- 事務局 委員、病気のため、幹事につきましては3名、所要のため欠席というこ
とになっております。
- 委員長 それではきょうの配付資料の確認をお願いいたします。
- 事務局 先日土曜にお配りをさせていただきました資料につきましては、資料6-1、
「今後の保育所運営について」というものと、資料6-2、「鎌倉市児童育
成計画修正案」があります。それから今日テーブルの上に置いてありますも
のが会議次第と「鎌倉市児童福祉審議会の審議イメージ」で、これは当初の
時にお出ししたものです。後で、若干説明の時に現在審議していただいで
いるというイメージをお話ししたいと思しますので、そのために用意をし
ました。
- 次に、表8、表9という一枚ものがあります。大変申しわけありませんが、
これは資料6-1の差しかえになります。マーカーで印をしてありますが、
表8の2カ所誤りがありましたので、差しかえの資料ですのでよろしくお願
いします。
- 以上です。
- 委員長 それでは議事に入りたいと思しますが、まず前回は会議録の確認ですが、既に
それぞれの委員の方にお読みいただいでいると思しますので、特段何か訂正
のご意見がなければこれは確認をさせていただいたということで、実質的
には議題の2というところから入りたいと思しますがよろしいでしょうか。
- 委員 前回欠席をさせていただきまして、それで議事録は目を通させていただきました。
それで議事の中身云々では全くないのですが、行政側の資料提出の問題
です。前回資料の1があったと思します。経過及び主な意見ということだ
ったと思しますが、審議会の審議経過と2番、3番目が主な意見というこ
とで幾つかのことが項目が書かれていますが、中身をどうこういうつもりは全

くございませんが、こういった形で主な意見ということで当然これは評価が加わっているわけで、審議会に出すときにこういった形でスクリーンをかけて主な意見として認定をする、そういうやり方はどうかと思います。それぞれの委員の方がそれなりの思いを込めてさまざまな意見を言われていると思います。ですから主な意見という、こういう資料の出し方はいかなものかと思いますが、意見です。以後この辺のことは慎重にしていきたい。

委員長 この辺は事務局で今後の資料の出し方についてまた確認をさせていただきます。

それでは提出資料の説明から議事を進めさせていただきます。資料としては「今後の保育所運営について」と「鎌倉市児童育成計画修正案」の2つの説明をしていただくこととなりますが、これはまとめて説明していただいて、そして双方含めての議論の方がよろしいですかね。では両方お願いいたします。

事務局 それでは資料の説明をいたします。

まず資料6-1、「今後の保育所運営について」ですが、今委員長の方からもご説明いただきましたが、保育環境の充実、子育て家庭への支援充実という諮問事項に沿って審議を進めていただくということで、今回は保育に焦点を当ててということですので、鎌倉市が実際に保育施策として行っている中の中心的な役割を果たしています保育所、保育園の運営方法についてということで担当しています私ども子ども家庭福祉課の考え方を示して、委員さん方に審議をお願いいたしたいと思います。

次に、資料6-2につきましては、この考え方に沿って事業の推進するわけですが、その計画として今まで何度かご説明をしていますが、児童育成計画をもとにその修正を一部加えたものを示しています。この資料に基づいて今日のご審議をお願いしたいと思っています。先ほどお話ししましたが、「鎌倉市児童福祉審議会審議イメージ」は、第1回目の審議会のときにお示したものとほぼ同じです。今まで審議会を設置いたしましてから、現状と課題を中心に委員さん方にご審議をいただいておりますが、今日ご審議をいただくところから主にマーカーで囲っていますが、支援策と役割分担、そして行政の役割と地域における支援策、そのうちの保育の分野、一部家庭保育の分野も含まれる部分があるかと思いますが、この分野についてお願いをしていくという位置づけではないかと思っていますのでご説明をいたします。

それでは資料の6-1をお願いします。資料の6-1、「今後の保育所運営について」ということですが、目次を開きますと、今後の保育所運営がありますが、今まで5回にわたり審議会を開いてご審議をしていただいた中で何度もお話の出ているものも重複していますが、考え方としましては、まず保

育所を取り巻く環境の変化ということで、社会状況の変化、児童福祉法の改正等々があります。こういった環境の変化が一つ大きな問題としてあるということをまず前段で述べています。

次に、鎌倉市の現状としての保育の政策、これは今まで出しています育成計画等をもとにした保育政策ですので、これについてもこういうものを実施しているという内容を示しています。

3番目に鎌倉市の保育所の現状ということで、保育所の実態をここでも改めて入れています。特にこの中でいろいろ数字等出てきますが、これにつきましても何度か資料としてお出ししているものと重複していますが、改めて今回お出ししています。

4番目として公立保育所と私立保育所の現状ということで、一括して保育所というお話も当然必要ですが、公立保育所と私立保育所で現在鎌倉市の保育所としてはこういう状況ということ、若干公立、私立を比較しながら述べています。

5番目につきましては、現状を踏まえまして、今保育所に求められているものとしてはどういうものがあるのかということ、またその保育所に求められるもの、それを当然前提にして答えていかなければならないわけなので、行政としてはそれをどう受けとめて進めていかなければならないかということ、それとそれをもとにして今後保育所をどう進めていったらいいかということで、5番、6番、7番につきまして主に私ども子ども家庭福祉課が今後進めていく概要をまとめているものです。

運営施策のところまでが8ページで、その後ろに別紙1、それから表が1から9まであります。あわせて図が1から3までという形で一冊の資料としています。

中身についてはお読みいただいているかと思いますが、これに基づいて資料6-2をご覧いただきたいと思います。資料6-2につきましては、一番右側に今まで何度か児童育成計画というのをお出ししていますので、同じような形式で出していますが、目標量の修正という形で、この欄に書いてあるところがもちろん修正する箇所ですが、まず一番目からご説明しますと、低年齢児の受け入れ環境の充実ということで、ご存じのとおり待機児童が鎌倉でも出ています。鎌倉で出ている待機児童の解消のためにどういうことをしていかなければならないか、また保育所としてこういうことをやっていきたいというようなことをこの表の中にまとめてあります。

次に、一番右の欄に後期実施計画という表示をしてあるものは、13年度から第3次総合計画の後期実施計画が私ども鎌倉市の方で進めています、この後期実施計画の中に計画として盛り込まれているものを表示しています。

6 - 1、前段の部分については省略させていただきたいと思いますが、6ページの5番目に保育所に求められるものということで書いています。このところを若干説明を加えさせていただきますが、保育所につきましては従前からの機能としましては、子供の発達、援助というのがまず第一義的な機能として求められていました。当初は幼児中心の保育ということで保育所がスタートしているものと認識していますが、その後利用者の就労支援、いわゆる家庭での子育て支援の部分が保育所に求められてきているという部分がかなり大きなウエイトを占めているのではないかと考えています。

そこで幼児中心の支援から乳児、幼児を差別なくといいますか、乳児まで含めての支援をしていくというのが保育所には求められてきているのではないかと考えています。

さらに児童福祉法の改正等々ありますが、地域全体の子育て支援の充実、保育所にかかわっているお子さん、親御さんだけでなく、幼稚園ももちろん含めまして、家庭にいるお子さんへの支援、それから子育てをなさっている親御さんへの支援等、入所しているお子さんだけでなくということころで一般家庭への児童・保護者への支援も含めて今後やっていかなければならぬだろうということが述べられていると考えています。私どももそれと同じような考え方を持って、特に今後家庭支援の部分についての充実を図っていくべきだろうと考えています。

6番目の行政の役割は、公立保育所を設置しています私ども行政の立場と、民間保育園を含めて、児童の福祉と育児、就労支援という広い意味での保育を推進している行政としての役割と若干違うかなと考えていますが、行政としては当然のことですが、育児、就労支援を基本とした保育のシステムの整備、これはいわゆるインフラとしてのもの、物的それから人的条件の整備ですとか、制度上の整備などこういうものも含めて当然公の責任であると考えています。適切な保育サービスを提供するというのが行政としては当然求められているものだとして認識いたしています。具体的には保育所が求められる役割や責任を保育サービスとして適切に実施できるように、準備それから支援をするということが役割ではないかと考えています。

その下に括弧書きで費用負担ということが書いてありますが、行政の役割として当然保育所を含めての保育行政の推進という役割があるわけですが、この中で最近取りざたされている保育所にかかわる経費について、保育所に通っているお子さんのみに多額のお金をかけていいのかなというようなことも私どもの中でも話題にしているところです。当然ですが、公費、保育所にかかわる経費につきましても税金で支えられているということもありますので、幼稚園に行かれています方、未就園の方も含めまして、地域のすべての子ども

たちがサービスを享受するといった公平性の観点というのもやはり必要で、保育所運営にどの程度公費を投入すべきかというようなことも当然検討していかなければならないことだと考えていますので、このあたりにつきましてもご審議いただければと思っています。

7番目の今後の保育所運営につきましては、簡単に5番、6番で保育所に求められるもの、そして行政がやっていかなければならないものというようなことをお話ししましたが、これらを受けまして、行政としてどういうことをしていかなければならないのかということで、当然求められるものもいろいろと変化しています。その辺は何度もお話をさせていただいておりますので、その辺は省かせていただきます。

行政として特に鎌倉市としても財政状況は大変厳しい状況の限られた財源の中で、保育所を中心とした保育行政を進めていくためには、やはりここには例示として、例えば保育所を新設する場合には民間運営、民間の方に運営をお願いしていくことですか、公立保育所の民営化等民間活力の積極的な導入を図っていくというようなことも必要ではないかと考えています。

また今も私立保育所、それから認可外保育所にも保育をお願いして協力をいただいておりますが、今後とも今以上に協力をいただきながら、地域の皆さんですとか、NPOなど民間の力をお借りしながら、ここに5つほど書いてあるようなことを進めていかなければならないのではないかと考えています。

から 番までありますので簡単に説明します。

公立保育所、私立保育所の役割、それから役割分担の部分の見直しをして、例えば公立保育所がこういう部分を担っていったらどうかという役割分担の見直しをしていくなから、市全体として保育水準の向上を図っていくということが必要ではないのかと考えています。

2番目の公立保育所は保育体制の見直しにより弾力的運営を実施するということですが、これにつきましてはいろいろなニーズがあります。公立の方がどうも対応が遅いということが一般的に言われていますが、この辺につきましても公立でも柔軟な体制を組んで、ニーズに答えていけるような体制をつくっていくべきではないのかと思っています。

3番目の待機児童を出さないための保育枠の確保、これは何度もお話ししたところですが、やはり保育所を必要としている方については待機ということではなく、希望に応じて入れる状況をつくっていききたい。そして保育所の使い方としても延長保育を望む方、一時保育を望む方、それからいろいろな意味で言いますと、夜間保育というようなことも全国的には広がっていますが、そういうニーズに合った提供が必要ではないかと考えています。

4番目に、地域における子育て支援・家庭支援の拠点として従来にも増した事業や活動の展開を図るということですが、これは公立・私立ともに地域の中に入っていくというようなことで園庭開放ですとか、それから地域の方を招いてのいろいろな行事、それから逆に地域に出て行って地域の方と交流をしながらという事業展開をしているわけですが、今後もっと地域に出ていくということが必要ではないのかなと考えていますので、こういうことを進めていければと考えています。

保育所の運営に当たって、保育所の自己点検や自己評価を行うとともに第三者による客観的な評価システムが必要ではないかということですが、これにつきましては保育所の運営に当たりましては、保育園の自助努力ということでいろいろな事業を進めていただいています。保育所を利用している利用の方が適切にそのサービスを選択できることが今後は必要になってくるのではないかと、またこれから利用したいという方も含めてだと思いますが、そういう方に客観的に評価されたサービスを、サービスの質の情報を提供するというようなことが今後保育所には求められているのではないかなと考えています。

利用者自身、保育所でいいますと利用者が直接というよりも親御さんのご要望ということになるかと思いますが、利用者の声の反映ですとか、苦情の解決ができるようなシステムとしての、第三者評価をしていただいて、それを公表することによって利用者の権利擁護をしていくというようなことも必要ではないのかなと考えています。

先ほど行政の役割分担のところでお話しましたが、行政が公費を投入して保育所を運営しているという観点から、利用者を含めて市民の方全体に保育所というのはどういうことをやっているかという情報を出していくということで、行政としては当然これだけのお金をかけてもこれだけのことをやっているということを知らしめる必要は当然あるだろうと思っています。

それともう一つ規制緩和ということで、民間企業が保育行政の方にも参入できるというような形ができています。しかしながら、民間企業の場合サービスを当然提供していただくわけですが、営利を優先してサービスの低下が起きるのではないかとこの危惧が取りざたされています。サービスの質の確保というようなことも当然必要になってきますので、そのためにもやはり第三者による客観的な評価システムをつくる必要があるのではないかとこの観点に立って、今ここで5つのものを上げさせていただいています。

以上の考え方に基きまして、先ほど説明しました資料6-2、育成計画の修正案を出していますが、これにつきましては省略をさせていただきたいと思っております。以上です。

- 委員長 それではこれに基づいて議論をしたいと思いますが、まず資料6 - 1の全体の性格について確認をしたいのですが、これは保健福祉部子ども家庭福祉課という名前が表紙に載っていますが、これは児童福祉審議会のために課の方でおつくりになったという性格で考えてよろしいのか、それとも数カ月考えてきたことをまとめているのか、子ども家庭福祉課という名前をつけられた性格ですね、その辺をどう私たちは理解したらいいのか教えていただきたいのですが。
- 事務局 考え方としましては、私ども審議会の皆さんにいろいろご議論いただきたいという形の中で、現状の中で課として検討をしてきた中での一つのまとめという形で出させていただいた内容で、各委員さんの忌憚のない意見交換をお願いしてより充実した形ができればと考えています。
- 委員長 そうするとこれは担当課として、いろいろ議論をされて児童福祉審議会の資料に提供していただいたという、そういう性格だという考え方でよろしいですか。そういう性格で出てきている資料だということを前提にして、まさに忌憚のないご意見をいただきたいと思います。
- 委員 今概略の説明があったのですが、一番肝心なところの説明を省略していると思いますが、4ページの公立保育所と私立保育所の状況というところ、それでコストの問題、保育内容の比較、そこら辺のところはあえて省略したのか、言いにくいからやめたのかよくわからないのですが、ここが今回の議論の中心になるのではないかということです。税の公平性ということ考えた場合に、保育所に求められるものの前の保育内容の比較とかということも大きな問題になってくるのではないかと思います、実は委員長の質問があったので私はだまっていたのですが、実は保育コストとか、サービスの質の比較とかということにつきましては、20年ぐらい前からこれを提示してほしいとお願いをしておりましたが、ついに出てこなくて、広報等に出るのは公立のコストだけでして、今度初めて出てきたものです。そういう意味もあって、もうちょっとそこら辺のところでも事務局のお話を伺いたいと思っています。
- 委員長 そういうご質問ですのでご説明していただきますが、もう一つ手前のところで私鎌倉市の保育施策というのが今の保育ニーズに本当に答えられているかどうか。それはいわゆる11時間開所をしているという通常の保育のところかどうか。それはハードの面もそうだし、まさにやられている保育ソフトの面もそうですし、それからいわゆる特別保育と言われている、ここがきちんと対応されているのか、そのことをきちんと、それで何が足りないのか。そこを議論したときにまたそれをどこがやるのかというような議論になると思いますが、ただ 委員おっしゃるように初めて出てきた資料ということですから、ここのところは事務局の方から説明をしていただいて、その

後恐らく 委員ご意見あるでしょうからまた発言をしていただきます。お願いします。

事務局

あえて省略したわけではありませんので、資料の4ページをお願いします。

4番目として、公立保育所と私立保育所の状況ということで入所児童、職員対比、経営コストそして保育内容の比較ということで4つほど挙げています。まず一番目の入所児童ですが、公立保育所が654人、これを1園当たり直すと約82人になります。そして私立保育所につきましては530人、こちらが1園当たり約88人です。ただこれは保育所の規模が各々違いますので単純に比較はできませんが、充足率を見ますと昨年4月1日の時点で、公立保育所は92.8%、私立保育所は100.0%という状況になっています。そこで公立、私立の差では公立が7.2ポイント下回っているという実態があります。

充足率につきましては、従来から公立の方がやはり私立を下回っているということがありましたが、ここ数年、待機児童対策ということで定数を超えて受け入れをしているため、その差は若干縮まってきているかと思っています。これにつきましては表5にその充足率の割合等を出しています。数字的なものにつきましては、以前から出している資料と同じ内容になるかと思えます。これにつきましては、私立保育所の充足率が高い要因としてはやはり需要に応じて柔軟な児童の受け入れをしていただいているということではないかと思っています。

職員数の対比ですが、これは後ろの資料、表6、表7に職員対比ということで公立、私立、園ごとの保育士の数、調理員の数、事務員の数ということで表6で載せています。

平均勤続年数というのも表7で載せていますが、平均年齢は、公立の平均39.4歳、勤続年数が17年2カ月、私立は平均29.5歳、平均勤続年数が6年2カ月ということで、おおむね公立の方が40歳で17年の勤続年数、私立の方は30歳で6年の勤続年数ということになるかと思えます。

職員数につきましては、全体でいいますと公立が227人、私立が131人ですが、1園当たりには公立は28.4人、私立が21.8人となっており公立が多いですが、4月1日の時点では非常勤の保育士の数が101人という数字が出ています。非常勤が多いのは保育士の欠員、それから待機児童を受け入れるに当たった加配等に対して非常勤職員を配置しています。また、朝晩延長保育をしていますので、朝7時から夜7時まで実施していますので、正規の職員以外にアルバイトの職員、嘱託員を置いています。このようなスタッフ数が差になってくるのではないかと考えています。

3番目の運営コストですが、これは平成11年度の保育所運営にかかる総経

費ということで、表8に運営コストと市費の負担ということで数字を載せていますが、保育所の総経費につきましては、公立が12億5,000万円、私立保育所が7億1,700万円程度になっています。それから市費の支出総額ということですが、これは公立の方は公立保育所の運営に当たってはすべて市費で一たん出していますので、同じ金額がこのaというところに出ています。私立保育所につきましては6億1,900万円ほどになっていますが、ここでの市費の負担は鎌倉市の負担になります。そのほか市外のお子さんを受けていただいているところにつきましては、他市からの負担がありますので、ここで若干差が出ています。あわせてこの表を見ていただきますと、保育料収入、運営費収入、国県補助金収入とありますが、保育料収入につきましては保護者の方から徴収する保育料になります。運営費収入につきましては、国、県の方から入る運営費の内容です。次の国県補助金は国、県から入る補助金、保育所を運営するための補助金の内容になります。次の欄で市単独負担金は、市の総支出額から保育料として入ってくる収入から国、県から入ってくる収入を差し引いて単純に出した数字ですが、公立の場合が8億4,000万円、私立の場合が2億5,500万円となっています。

次が入所延べ人員です。これは毎月の子どもさんをすべてカウントしての数字で、11年度につきましては公立が7,889人、私立が5,608人ということで、これも単純に数字的には出していますが、1園当たりの経費としては公立8園で総経費Aを割返して1億5,600万円、私立につきましては6園で割返して1億1,900万円の経費がかかっているということです。1園当たりの市費の負担金というのは、市単独の負担額を今述べた8園と6園で単純に割返したものです。ここまでは単位千円ですので数字的にはご承知おきください。次に1人当たりの経費ということで、これは延べ人員で総経費から1人当たりの市費の負担額を割返したもので、公立、私立で各々数字ですが、これだけ実際に差が出ているという実態があります。

この運営経費でこれだけ実際に差が出ているわけですが、要因としては、公立の場合80%以上を占めています人件費が高いというのが数字的には出ているかと思っています。その中身として職員の先ほど述べました年齢構成、勤続年数及び給与等が実際に私立の方が公立よりも低めに設定をされていますので、そういうところが単純な要因ではないかなと思っています。

保育内容の比較ということですが、ここにも書いてありますが、個々の保育園、私立保育所と公立保育所を比較する場合に、保育方針等に沿って、実施されていますので、単純に一概に比べられませんが、保育の実施に当たりましては保育所保育指針というものがあります。これは局長通知として出されているものですが、保育所運営に当たって保育指針を一応基本にされている

と、公立、私立ともにこれを基に実施しているというのが実態ですので、基本的な保育水準について差はないと考えています。

給食につきましても、保育所における栄養給与目標量ということを書いていますが、これは児童福祉施設の給食の目標量が厚生労働省の方の課長通知として出ていまして、やはりこれに基づいて実施をしています。

公立については2歳までは完全給食、3歳から5歳については副食等のおやつを給食として提供しています。私立の保育所につきましては1園を除いて完全給食を実施しているということです。1園については公立保育園と同じです。

特別保育事業を比べると、これは表9の特別保育事業として延長保育、長時間保育、一時保育、乳児保育、地域活動事業、育児センター事業、産休明け保育、障害児保育ということで事業名を挙げていますが延長保育につきましては、1時間延長ということで朝の7時から夜の7時、また私立につきましては2園8時まで実施していただいていますので、延長保育は全園、延長保育と長時間保育と分けて、備考欄にありますように1時間延長と、2時間延長ということで分けているだけですので、公立8園、私立6園、全園で延長の保育を実施しています。少し差があるというか、一時保育が私立3園で実施していますが、公立の方で実施ができていない、これは前回のときにもこういうお話があったかと思いますが、現実的にはそういうようなことがあります。産休明け保育、これも私立保育所につきましては、3園で実施していただいています。公立はまだ実施をしていませんので、その辺で若干差があるのと思っています。実態としてこういうところです。

- 委員長 委員何かご感想は。
- 委員 また後で。
- 委員長 今のご説明でもいいでもいいですし、その他のところでもいいですし、何かご質問があればどうぞ。あるいはご感想でも結構です。
- これは表9の私立保育園の延長保育4と、長時間保育2というのはダブっている、そうではなくて4と2で...
- 事務局 ダブっておりません。
- 委員長 ダブっていない。つまり2時間やっているところは2で、1時間だけ延長しているところは4だと、総じてということなのですか。そうすると先ほどのご説明の中で公立の園の非常勤が多いのは、延長保育等を行っているからだという説明があったようにも思いますが、それは民間の保育園でも延長保育を行っているから余り説明要因にならないのではないですか。
- 事務局 延長保育を行っているからということではなくて、延長保育に当たってそこに非常勤の職員を当てているということが実態ですので、そういう意味の説

明をしました。

委員長 ということは公立の場合には決められた就業時間以外のところは非常勤を当てられる。

事務局 常勤の方も入っており、もちろん正規も当てていますが、非常勤の方も入っているということです。

委員 委員の方から質問が出ないのでちょっと伺いますが、保育のコストが公立と民間で相当違うのに民間の方がサービスの内容がいいのはどういうことなのですか。これは子ども家庭福祉課の姿勢の問題ですか、それともほかに何か要因があるのでしょうか。

事務局 これは鎌倉市だけではないとは思いますが、総じて公立保育園の場合につきましても、保育の現状の体制を崩さないという形のことを前提としているため、例えば延長保育の実施、一定の各年齢別の保育という形を実施している中で、その他に延長保育という形の新たな開放をしていかないといけないという形になりますと、どうしてもそこに別な意味での人件費的要素を加えて実施をしていくというのが今の公立保育園の全国的な対応の仕方ではないかと理解をしています。

委員長 ご説明の中でやはり人件費で勤続年数の長さだというご説明があったのですが、その点はどうですか。

委員 勤続年数は長いのもそうだと思いますが、私は保育の中身という点ではこれだけのコストに差があれば公立は民間の2.5倍の濃い内容の保育サービスでいいと思いますが、実際にはここに出ているのを見ますと民間はやっているが公立が取り組んでいないものも幾つもありますから、それでいくとそれは職員の年齢構成の上で仕方がないということにはならないと思うんですが。

委員長 鎌倉の表9を見ますとそうなっていて、全国的にもそうですが、公立の園で何かおやりになるときは横一線でおやりになるんですね。だから8園全園でやるか、全くやらないかという。足並みそろわないとやらないというところがどうも、対応が遅くなっている気がするのですが、先ほどお考えの中で柔軟性を持ちたいとおっしゃっているところにもかかわるのかと思いますが、横並びでやるとそこが高くなることもあるのかもかもしれません。

委員 いろいろ聞きたいこととかあるのですがとりあえず。一つ今のところできくと、この数字をどう見るのかというのは非常に難しい問題で、とりあえず出てきた数字だけで見てみて、今委員が言われたように私立の保育園は非常によく頑張っているなというところと言えると私は思いますよ。やっぱりそういった点では私立の保育園のところが柔軟に、臨機応変に対応ができていくということを積極的に評価すべきだろうと思います。一方で公立は公立

のあり方があるわけで、それを一概に比較できないのは当たり前ですが、今から言うのは感想ですが、保育所の定員数をちょっと見てみたのです。それで保育士数、非常勤も含めて定員で子供当たり、子供が保育士1人当たり何人になるのかなとちょっとざっと計算して見たんです。公立保育園は非常勤も含めると平均3人ぐらい、それで私立の保育園は5人から6人と、無認可が2人から3人ということで、無認可の方が意外と多いんですね。では非常勤を除いてみようと、昼間の一番保育をしている時間帯での子供を見ている人数はどれぐらいなのかなというところをちょっと見てみたのですが、公立では6.6人から7.5人ぐらいのところ、それから私立ではかなり幅があるのですが、6人から大体11人ぐらいのところですね。ですから施設によって随分違いが出ていると。それから無認可のところでは3人から5人、無認可のところ意外にいいんですよ。これはちょっと僕は意外なところだったのですが、それなりに今のところ共通して言えるのは柔軟性があるがゆえにいろいろな努力をされているということのあらわれではないかなと思います。やっぱりそういう柔軟性が公立の保育園にもかなり求められているのではないかなと。ですから園長先生がある程度地域の実態を見ながらこういうことが必要ではないかと、そういうことを職員が話し合いの中で合意がとれた場合はやってみようかと、そういうことを抱えていけるような行政のあり方、これが必要になっているのではないかなと思います。そういった点でいくと今のは感想です。

一つはこの資料の7ページに保育所に求められるものとして、保育所に入所している子供や家庭の支援だけではなくて、未就園児や家庭地域における育児支援等も積極的に行っていくことが必要だということを認識されているようなのですが、これは果たしてどうして必要性があるのかということをもう少し説明をしていただきたいということが一つ。それからもう一点は8ページ、今後の保育所運営の施策のところ、先ほどのこととも関連するのですが、で保育所の運営に当たってということなんです。ここのところについては先ほどのお話だと余り具体的ではなかったのかなと思いますが、保護者からの意見として、やはり保護者もきちんと運営の中に入れていただいて、保護者の意見をくみ取れるような体制ということがやはり求められているのではないかなと、制度的に。そういうこともこの中にきちんと入れていかないといけないのではないかなと思います。地域の方の保育にかかわらない人たちが集まってその職員の働き具合とか、サービスのあり方を検討してもそれは実態として子育ての支援にはなりませんので、そうではなくて子供たち、それから親、そこを支援してさらに育てていくという観点からも、この保護者の代表なり、保護者を運営委員として入れていく中で保育園の運営を図っ

ていくということもぜひ検討していただきたいと思いました。後の項目についてまた折を見て発言いたします。

委員長

1点目の定員と職員数の比率というのは児童福祉法の最低基準のような一定の基準を定められていますが、今の委員のそれぞれの園でこれだけ違うということについて、まずそういう計算式の理解でいいかどうかというようなことと、その上で市としてどう考えているかというのが一点。

それから2点目として、7ページのところのいわゆる未就園児の支援というのはなぜ必要なのかということが2点ですね。これはぜひ説明をしてください。

3点目はご意見ですから、委員のご意見について今市としてどう考えているのかということがあれば伺いたいと思います。3点目についてはせっかくですから委員の方の意見も伺ってみたいので、同じ保護者というか、養育者代表の委員はどういうお考えですか。

委員

準備していませんのでまとまったことが言えるかどうかわかりませんが。

委員長

保護者の参加ということです。運営委員みたいな形で。

委員

2つあるだろうと思いますが、まず1つは実質的な運営への参加ですね。つまり保護者の会というようなところでもあると思いますが、それがきちんと機能をして、それが保護者の意見を吸い上げることができる機能を持っているということ、それをきちんと園とフラクに話し合うことができ、それを保育内容の充実につなげていけると、そういうようなことを通じて保護者の意見が運営に繁栄されているというルートが一つあると思います。それとは別に今委員がおっしゃいましたように、運営、私立の園でいうと理事会でしょうか、そこにも保護者代表という形で理事を選出して、その場で運営に参加していくということがあって、やり方もあると思いますが、それについてどちらがどういいのかということについて今まで深く考えてきませんでしたので、はっきりした意見を申し述べることができないのですが、いずれにしても今制度で保障されているとなると前者の方だと思いますが、それがうまく機能していなということであればそこを直す必要があるだろうし、さらに進んだ参画ということであれば、後者の方へ進んでいくことが必要なかと直感的には思いますが、ちょっとまだ整理できていませんので。

委員長

一方の当事者である委員、委員、何かそこでご感想がありますか。

委員

今までは保育所と幼稚園の一番の違いは、幼稚園は一つの競争の中できたと、保育所の方はそうではなくて行政が子供を振り分けてという運営の中でやってきたと。今回法改正があって、これから保育所の方も競争の時代に入ると、今度は保育士自身の自己評価、自己点検をしなければいけないということで、恐らく3年ぐらい前から保育所の先生たちが集まって、点検表をある会社に

依頼したり、作り出した団体が幾つかあるのです。それでそれをもとにして保育士が自分を自己採点していく、もちろん園長も自己採点をしていくと、そこに新たに第三者による客観的な評価システムというのが出てきました。これはでも評価の観点をしっかりやらないと、あの保育所はきらいだからどうか、そういういろいろな問題が出てくると思います。ですから恐らくこれ評価システムの客観的に見る視点がきつと出てくると思いますね。そういうものを見た上で判断をしたいと思いますが、今現在では私は何も考えを持っていません。

委員 第三者評価と書いてありますが、これは第三者委員とは違う。今の苦情解決の第三者委員とは違う性格なものです。

事務局 違います。

委員 私は自分が保育園の当事者ですから大変言いにくい部分もありまして、ここで自分の田んぼに水引っ張るようなことはちょっとしたくないと思って言いにくいんですが、先ほど委員からの話の保護者を運営委員に参画させてというのは、これは保育園によってさまざまです、特に民間の場合には理事会がしっかりしておりますから、最近の国、県の監査も法人理事会の機能というのを非常に厳しくチェックをしています。それには父兄もいれば、地域の代表もいればということですから民間の場合にはそれでかなり公立とは違った機能をしているなど、あわせて民間の保育園というのは地域密着型ですから理事長、園長はそう簡単に移動はないし、地域から見捨てられればそこは終わりになってしまう。ですからその辺が公立と民間の姿勢の違いだと思います。それでこれがこっちに戻っていくと2.5倍のコストを公立がかけている。一生懸命民間やっているよというのだったら、今の2.5倍にすればもっとできるのか。それともあぐらかいてやってやらなくなるのか、その辺はわからないが、今までの厚生省が打ち出したエンゼルプランの中の特別保育事業というのは、みんなまず民間がやっているのを公立が後追いしているわけです。本来は公立がやって、これだけのコストがかかるからマネーを提供するがお前たちもやらないかというのは筋だろうと思います。それが今逆転現象でして、それで日本中見ても民間は一生懸命やっているが、公立は押しなべてやらないよというのは、それはみんなで渡れば怖くないの節で、それではこれからの柔軟性に期待する以外はないということが.....。

委員長 3点委員の方から出ている質問、ご意見等について何か事務局の方からご発言がありますか。

事務局 委員の方からありました、なぜ地域に出て行くことが必要かということの説明をということですが、この5回までの中でもいろいろな話題を出させていただいているつもりですが、1つの例でいいますと、子育て支援センタ

ーを設置して、その利用状況ということで何度かお話をさせていただいていますが、子育て支援センターに実際に来所されているいろいろな相談をされる方、それからそこを利用される方、そのほかグループ、育児グループ等が実施されているものに参加されている方等もかなり多いと聞いていますが、その実数を見ましてもかなりの数になって、前にもちょっとお話ししたのですが、今回の鎌倉市の方では1つつくりました子育て支援センターに来所して下さる人数、親子がほとんどですので、親子の組数でいいますと、月で約370組ぐらいになります。20日開いておりますので、かなり方が実際に使われています。

それから子育て支援センターの報告書が毎月上がっていますが、毎日毎日の相談業務の中でいろいろな訴えがあります。そういうようなものも考え合わせますと、やはり保育所なり、幼稚園なりという相談ができる、またはフォローがされている方々は別にして、かなりの数の方がやはりいろいろな形で支援を求められているのだろうということが一つ考えられます。

それから保育所の職員につきましては、今委員からのお話がありましたが、地域の中に出て、地域と一緒に保育をしているという実態もあります。公立も実際には地域活動というような形で力を入れていきますし、園庭開放、そして地域の方を招いた行事の実施ですとか行っています。しかし、実際にはもっと実数からいって、保育所に入っているお子さんよりも未就園の方の方が圧倒的に数が多い。幼稚園のお子さんについても圧倒的に多いという実態がありますので、その方々に対しての子育てに対する支援というのが当然あっていいだろうと考えています。保育士は毎日のようにお子さんを見ていただいていますし、当然子育ての経験、ノウハウをお持ちですので、そういうものを保育園の中に限って使うということではなくて、もっと外に出て使っていただくと、支援を外に向けていただくということが私どもはこれからしていただければと思っています。

委員長
事務局

それと今運営の中に保護者の方がというのはどうします。その関係については私どもの方の考え方ということでよろしいでしょうか。先ほど民間の方の委員のから民間のお話をいろいろされたと思いますが、現実には公立保育園の場合につきましては、やはりかなり例えば苦情だとか、いろいろなことがやはりありますし、保護者会のあるときにも各園の中にそういう形で保護者の方たちといろいろな協議をする場もありまして、その中で対応を個々にやっているというようなことはありますので、今委員さんがおっしゃったような保護者の意見の中で取り入れるような体制は考えていくことも必要かとは考えています。

委員長

1点目の職員、常勤1人当たりの読み方としてはあれでいいのですか。

事務局 今回ここに出ささせていただきました数字につきましては、公立、私立ともに厚生労働省の方に上げている資料から比較しています。非常勤の扱いなのですが、公立につきましては先ほども説明しましたが、朝晩の受け入れですとか、欠員補充、それから待機児童を受け入れるに当たっての待機児加配というような形で保育士を入れていきますので、フルタイムで実際に入る保育士と、朝の時間帯だけ、夕方の時間帯だけという形で入る非常勤もこの中に含まれています。その実態はこの中にはちょっと見えていませんので、公立の方が非常に多いという形で表現されていますが、中身的には全部私立の方が少ないからどうかということではないと認識はしています。

委員長 委員がおっしゃるのは恐らく日中の保育時間のまさに保育士1人当たり大体何人ぐらいの子供を実際的に、まさに常勤、非常勤ということも含めて見ているのだろうか、あるいはそれを常勤にするとどうなるのだろうかというご活用になっている部分ですが、なかなかこの行ではそれが読めないということでしょうかね。

事務局 この表ですと、実際にいるお子さんの数とかが出ておりませんので、それから見ていただいているお子さんの構成によっても変わります。例えば0歳児であれば、3対1というのが1つの基準になっています。これは公立も私立も同じようをお願いしていますが、0歳児を多く見ていただいている保育園につきましては当然のことながら人数が多くなってくることが総数で表れます。ですから一概に保育士一人で何人の子どもというのは今手元にありませんが、例えば0歳児のお子さんを何人見ているからどうしても必要になるというようなことといえば、最低基準というのが国の方で示されていますので、最低基準は完全にクリアしてしまして、公立、私立ともに数字的にはそれほど大きな差はなかったと思います。これはまた次に出させていただきます。

委員長 ぜひ詳しいものを出してください。そうすると今日の数字でいえば認可外が比較的多いというのはまさに小さいお子さんが多いからだと考えていいわけですね。

事務局 認可外につきましては、一応2歳まで、0歳から2歳までお願いしていますので、比較的多いとすればそういう形となります。

委員長 これはぜひ次回もう少し実態がわかるようなものを出していただきたいと思います。

委員 表8の見方を教えていただきたいのですが、特に私立保育所のところですが、これは運営なさっている委員さんは承知かもしれませんが、なかなか本旨が見えてこないの伺いたいのですが、総経費が7億1,700万円ぐらい、それと市費の支出総額ですねbとcとdとeを足したもの、これが6億1,900万円と、これ1億円ぐらい差があるわけですよ。ここはどうい

う形で見られるのか。つまり私立保育所の場合には公立と違って、保育料収入、運営費収入、国県補助金収入、市の単独負担以外に何か財源を持たなければならないということで、それが1億円ということになったという、それがどういう内容なのかというのが1点。

それからそれと関連しているのですが、保育所の総経費が7億円あるにもかかわらず市費の支出総額が6億円しかないということですが、そうなりますと、市費の6億円というのはどういう基準で算定されて出てきた数字なのかということが2点です。

それからそこから派生する問題なのですが、今人件費のことを言われました。それで人件費の違いを主に平均勤続年数だとか、年齢ということで説明されていた印象があるのですが、その6億円の算定に、例えば人件費というのが1人当たりこのくらいだということが算定基準にされているとすれば、それはどのような給与表というのか、算定基準でなされ、それは公立の給与表ですよ。それとどのように違うのか、あるいは同じなのかということですね。少し質問が大きくなってしまいましたが、そこについて教えていただければと思います。

委員長
事務局

よろしくをお願いします。

まず最初にご質問ありました市費の総支出額と総経費の差ということですが、総経費につきましては、私立保育所の方が毎年決算で上げている保育所の施設会計の決算からの数字です。市費の支出総額につきましては、鎌倉市の予算の中から私立に負担をしている金額ということで出しています。ここに約1億円の差がありますが、この差につきましては先ほど若干説明していますが、ここで言っている市費というのは鎌倉市の出している支出額で、受託で市外から入っているお子さんについては他市からの負担が当然ありますので、それが保育所の方に入ってきます。

また、数字的にはとらえていませんが、一時保育を実施している園につきましては、一時保育の保育料といった経費もここに入ってきます。

そのような内容に基づいて国が支弁して市の方にお金が入ります。それでそれがここでいうところの運営費収入になります。当然この運営費収入が国の基準になりますので、実際にこれだけのお金がかかるというようなものへの十分な補てんがされているかどうかというのは、また別なものです。

そのような基準に基づいて運営費として入ってきます。それから国県補助金につきましては、実際にこれだけの経費ということで国が決めたもの以外に例えば延長保育、障害児保育、そのほか民間の場合には保育所職員の処遇の改善ですとか、それからお子さんたちの処遇改善のための補助金というのが出ていまして、そういうものを積み上げたものがここに入ってきますので、

国県補助金というのはそのような内容になっています。

委員 それはいいのですが、そうしますと市の単独負担というのはどうやって算定されるものなのですか。

事務局 市の単独負担金 e という欄ですが、ここは市で出しています総支出額から保育料の収入と運営費の収入、国県の補助金として入ってくるものを除いて、鎌倉市が具体的に出している数字として出しています。

委員 同じことなのですが、そうすると6億1千数百万という、今保育料収入はよくわかりますが、運営収入と国県補助金についてはご説明があったのですが、そうしますとそれを引くべきその市費の支出額、6億1千、これはどうやって決まっているものなのでしょうか。

事務局 これにつきまして、市の予算から保育所に対して支弁をするためです。

委員長 その算定基準、予算を積み上げていくときの算定基準。例えば0歳児だと幾らだとか、1歳児とか幾らというのを持っていらっしゃるわけでしょう。

委員 具体的な数字は結構なのですが、どういう形で作っているのかという。

事務局 数字的にはちょっと内容がありますが、一人々の入園に際して、国の方で例えば0歳児の場合は1人当たり十何万円とか、5歳児の場合は5万幾らとか、そのようなものが月別に単価として算出をしています。

委員 それは国から提示されたものですか。

事務局 そういう形です。それはいわゆる保育単価の積み上げがこの数字と理解いただいて結構だと思います。

委員 それがそうなのですね。さっきの運営費収入というものではなくて、それは国からくるやつで、これだけにしなさいということはもう単価ということで決まっていて、それを積み上げたのが6億ということになりましたということでしょうか。

事務局 当然、運営費収入というのは保育単価の部分だと理解をしていただければいいかと思います。そのほかに保育料とそれから国県補助金があるわけですが、そのほかに鎌倉市の補助金もちろんです。鎌倉市が単独に民間に出している補助金もありますし、それも含めまして市の負担額の中には入っています。

委員長 こういう理解をしたらいいと思います。保育単価を積み上げていって6億2千万円ぐらい、それで国は2分の1の負担をします。残りの2分の1は県と市が負担をしますが、当然超過負担がかかってくる。その超過負担の中身は国が決めてくる保育料よりも鎌倉は安く設定をしているので、ここでまたお金がかかるので、その分を逆に足し上げていくと一番下の e の数字になるという理解でいいと思います。約1億円分足りないところというのは、鎌倉が負担するのではなくて、横浜市が負担をしている部分だとか、それから実

際にお金がかかっている7億1千万円の中に特別保育の部分でお金がかかっている、国が保育単価として認定していないものが入っているというご説明ですよね。

事務局

そうです。

委員

ちょっとニュアンスが違うのだが、管外といって他市の子供を受け入れると他市からお金がくる。鎌倉市が他市へ委託すると鎌倉市がお金を出すと、その辺は相殺されると思います。

委員長

人数によります。その出と入りというか、それはどのくらいなのですか。

事務局

この表の中には鎌倉市から委託で出しているのは含めていませんが、その数字は総支出の金額でいいますと、他市へお願いしているお子さんに対しての金額については約3,700万円の数字です。

委員長

逆はわからないのだね。他市から幾らぐらい入ってきているとか。

事務局

それは今持ち合わせていないのですが。

委員長

ただ数字としてはある。

事務局

はい。

委員

他市から入っている方が多いのではないですか。横浜市は待機児童が多過ぎてどうにもならないから。

事務局

人数で言いますと、受託のお子さんの数の方が多いので、当然そういう結果になるかと思えます。

委員

委員の質問、一部私の方に振られたのがありましたのですが、実際問題として1億円の差をどうしているかということになりますと、1億円全部ではないが、私は職員に過重労働を課しています。それで解決をしています。

委員

つまり各園で何らかの方法で、つまりその差を埋めるということをしているということですか。

委員

自己財源を出せと厚生省は言いますが、自己財源出すということになると理事長だけではなくて、理事さんからも寄附をもらうことにはなりますが、寄附もらうといたただれも理事の受け手はない。そうすると理事長が結局は出すことにはなります。実際に職員がしている労働量等を考えますと、公立の労働量はどのくらいか知りませんが民間では相当に頑張っていております。本当はもっと給与を上げて評価してやりたい。でもそれが現実の問題としてできない。だから加重労働を課しているのだとこう言わざるを得ない。1億円ほどではありません。

委員長

1億円丸々でないというのは今の数字の仕組みであると思えます。

もう一つ 委員から給与表というのが出ていて、今の 委員の答の中で…。

委員

それについてちょっと申し上げますと、原則として民間は国家公務員給料表

を準用するということになっておる。そうすると国家公務員給料表というのがずっと示されていたのですが、ここ4～5年は一切出てこない。運営費の中の積算の基礎になっておりますのは主任保育士と経験2～3年の保育士の金額だけしか載っていない。それで現在のところ園長職というのがないのです。調理員等という一くくりになっておりまして、調理員も用務員も園長もみんなその仲間で、ですから給料表としては幼稚園の園長さんはどのくらいもらっていらっしゃるかわからないが、まず幼稚園の園長さんの半分ぐらいしかもらわない園長もいるのではないかと、園長給を減らして職員に厚くしているところもあります。そういうわけですが、公立の場合には鎌倉市の給与規定に載っていますから、これは基本単価がずっと高いです。その分を子ども家庭福祉課が民間に人権費の上乗せとして助成をしているわけです。ですが給料表の基礎額が違いますから、その辺は民間の方が安いのか高いか…。

委員 私立保育所だったら国家公務員の給料表は一応守ることになっているのですか。準用することになっているのですか。

委員 準用することになっていますが、最近は各法人で独自の給料表をつくれと行って国家公務員の給料表を出さないと、これは国の制度上は大変都合よくできているのです。

委員 そうすると非常に言葉では言いにくいというか、正確には難しいのですが、公立保育所の給料と私立保育所の保育者の給与の違いというのは、国家公務員、数年前だったら国家公務員の給料表と鎌倉市の給料表の違いと理解してよしいのですか。

委員 だし、そういう国家公務員の給料表が現在出てこないものですから、市内6つの民間保育園の給与体系というのはばらばらです。

委員 わかりました。

委員長 この点について鎌倉市側は何かありますか。

事務局 実態ですね、今委員さんの方からお話がありましたが、確かに給料表につきましては、例えば短大卒で資格を取られて保育所に入所されたという初任給というところで見ますと、鎌倉市の場合には、17万4000円というのが数字として実際にあります。それで民間の12年4月の時点で採用されている方、全園がということではないですが、やはり数字を見ますと、16万円台、それから15万円台、1園については13万円台ということで、委員が今おっしゃられたように差はあります。給料については、昇給というような形で上がっていきますので、上がっていく行き方が、これ実態としては差が開く要因にはなるのかなとは思っています。

委員 今のに関連をして、先ほど委員の方でおっしゃっていたのですが、鎌倉市の場合にはその分の穴埋めとして、市から給料については助成をしている

ということだったのですが、今数字が出るかどうかわかりませんが、鎌倉市の場合には助成が大体正確にはお1人当たりということになるのかな、1園当たりの方が正確なのでしょうか、今大体どれぐらいの助成を1園当たりの方がいいかと思いますが、されているのですか。

委員 事務局はその質問には胸を張って答えてください。

委員 そういう制度があること自体はすばらしいことだと思いますよ。

委員長 いわゆる公私格差の助成ということですから。

委員 そうですよ。それがあから保障されているのですよ。やっぱり努力できているのですよ。

事務局 処遇改善費という名目を出していますが、約1,200万円の数字です。

委員長 それは1園当たりでなくて年間。

事務局 これは処遇改善費については、全園で年額になります。

委員 それを使って上乘せをして、さっきの1,000人を切るということになるわけですね。

事務局 もう一度お願いします。

委員 その1,200万円を処遇改善費に使った上での数字が初任給13万~16万ということになると、だから初任給についてもその処遇改善費ではもちろん埋められてはいないと。

事務局 今言いました処遇改善費のほかに、例えば鎌倉市の場合にはフリーの保育士も入っていますが、フリーの保育士も入れるに当たって、県、市からその分の加算というような形でお金が補助されてきます。県の方から補助される分もありますが、鎌倉市が単独で出している分として2,200万円というものも出しています。それから事務員の職員加算として1園当たり100万円というような数字が出ています。全部積み上げますと、そういうものを全部含めて総支出として約6億2千万円になっているという数字なのです。補助金の中身をもう少し細かくお示しした方がよろしいかと思しますので、次回に用意したいと思います。

委員長 少し給与のこととか、職員体制の話になってきましたが、そのことも子どもがどう保育をされているかということにかかわって、委員がおっしゃる保育の中身という、そのことにかかわると思いますが、実際にこの表9を見て産休保育もまだ不十分だと思いますし、それから修正計画見ても産休明けの予約ということについてはこれからの課題になっている。あるいはこの表には全く出てこないのですが、病児、病後児の保育の問題とか、実際に子供の保育にかかわっているいろいろなまだ鎌倉市として実施をしなければいけないこともたくさんあると思いますが、その辺を今私思いつきで言いましたが、もっといろいろあると思うので、その辺のご意見もいただけたらと思

います。

それからまさにコアの部分ですね。日中11時間のところで一体何ができているのか、何が必要なのか、そこも大切だと思います。 委員、 委員、特に何かあれば。

委員 7ページの上の、ニーズに応じた保育サービスや虐待問題に象徴されるいろいろな問題を抱える家庭への子育て支援が求められていますというところなのですが、さっきの保育所に求めるもの、それで事務局からお話があったのですが、子育て支援センターの利用率がとても高いということですが、私の要望としては各保育園にそんな時間帯というか、相談、送り迎えの間でもいいですからちょっと相談室みたいな感じで、何でも相談受付のような感じの看板を掲げることによって、支援センターまで行かなくても行き帰りのお母さんがちょっと相談できる、子供のことも自分のことについてもちょっと相談できる、園長先生でもいいし、保育士さんでもいいし、ちょっと相談できる人がその時間だけ、その場所にいるという、そういうことというのは各園でやっていらっしゃるのか、それとも...

委員 やっています。

委員 そうですか。それはお母さんたちは知っているのでしょうか。

委員 知っています。子育ての悩みから病気のときの脱水症状をどう回復させるかという話からはじめて、離婚の相談と、それから離婚したが生活力がないがどうするか、就職の世話もしておりますし、借金地獄で逃げてきた人はアパートの保証人になって紹介しますし、それから嫁姑の問題とか、これは数限りなくあります。虐待の問題もあるし。

委員 委員のそのお話をこの間伺ったのですが、それは全園そうしているのでしょうか。

委員 頻度の差はありますが全園でやっています。ただし、公立はどの程度やっているかは知りません。

委員 やはり毎日の中で相談したいときいつでも相談できる体制というのがこの表には出ていなかったものですから、どうなっているのかなと思います、公立の方では...

委員 それは補助金はありませんから、純然たるサービスです。近ごろはそのほかに見学がひっきりなしに来る。大体一人の人が入園させるまでに7カ所ぐらい歩くという。せっかく見学に行ったのに対応が悪いと、だからあの保育園は悪い保育園だと言われる。職員は子供を保育するのが主たる仕事で、見学に来た人の案内係ではありませんから、その辺のところが大変つらいところでもあります。

委員 それはずっと前から。

委員 選べる保育所となってから急激にふえました。

委員 なるほど。いつでも相談できる体制というのは前から。

委員 あります。それはずっと前から。

委員 そうですか。というのは、子供をちょっと虐待していたというお母さんが相談に見えているのですが、鎌倉の方ですが、話を聞いてみるとちょうどそのところなんですね。それでどこに相談していいかわからないし、しかも自分が虐待しているなんて言えないしということで、言えなかったと。そしてどこに相談に行ってもいいかわからなかったということで、もうお子さんが中学になってからいろいろ問題が出てきたので私のところへ来たのですが…。

委員 ホームページにも相談事業と書いてありますから、横須賀の方から電話がかかってきたり、市内の未就園児だけではなくていろいろな人からそういう相談はありますね。

委員 それはいいですね。

委員長 公立はどうかということですが、わかりましたら。

事務局 公立につきましても、相談事業というのは全園で実施していますが、実際には電話での受付をある程度日程を制限しているところと、園庭を毎日開放しますからということで、地域に開放しますというようなことも含めてオープンにした形でやっているところもあります。その辺各園で全部横並びの同じではないのですがやっています。ただ実際に電話での相談というのは、それほどの件数になっていないと実態としてはそう把握しています。それで保育園にいらっしゃっている方については、今 委員言われたように朝晩の送り迎えのときですとか、 委員がおっしゃられたように、やれることは実際されていると思います。ただ、保育所に入所していないお子さんですとか、幼稚園のお子さんも含めて余りそういうような利用のされ方はされていないのかなと感じています。

委員 0、1歳というのはほとんどが自宅にいますから、だからその子たちをどうこれから私たちの中で出前をするか。電話等を使って、子育てに悩んでいる人たちに何か手を伸ばせないかというのが今1番大きなことですね。

委員 そうですよ。

委員 今に関連して、そういうことが1つは求められているといえるのではないかなとは思いますが、先ほどの5の項目のところの説明が非常に弱かったなと思います。要するにニーズが開設したらあったから、だから必要なんだというものではないと思います。それと先ほど 委員も言っていましたが、まさに純然たるサービスになっているものの園長さんがいるから園長さんが片手間にやればよいということでは全くなくて、まさにそれによって割かれる労働時間というのは大変な労働時間で、そういうところは何か補助とか、そ

ということが当然必要になってくるのではないかと思います。それと委員もおっしゃったように子育て支援センターをつくりましたから、それはそれなりに利用者がいるのは当たり前であって、それは本当に先ほど言っていた表に出てこられない、なかなか話かけられない、そういう人たちを地域の中でどう把握しているのか、そして地域の中に取り込んでいくのか。そういうことの役割というのが、それぞれ地域においてある公立なんかそうでしょうが、保育園が求められているのではないかと思います。そういうところのお金をどうかけるのか、職員をどう配置するのか、それによってまたそこが爆発的にふえていくということが考えられるのではないかと思います。電話での件数は現在はないということでしたが、現状は恐らくまだほとんど知られていないから電話もしないと、それで園の中に入っていいのかもわからないから、さくの外で見ているのが実際のところではないかと思いました。

委員長

委員は何か。

委員

委員のところではやっていらっしゃるのは、それは予約とかはよろしいわけですか。

委員

予約なし。いつでも。大体のところが週に2日ぐらいとか、大体曜日を決めて、その日は相談の日としているのですが。

委員

相談ですね。

委員

うちは月曜日から土曜日、日曜日に来る人が、たまたま保育園が自宅に隣接していますので、日曜日だけかありますら、ですから年中無休でございます。

委員

それと以前子育てサロンのときに、子育てサロンのときどうしてもお母さま方の話題は同じような年齢の方だと、保育園どこにしましょうか。近所の方といろいろそこら辺の話題が出るが多々ありますね。それで先日少し耳にしまして、やはり見学があるそうです。それで行きましたら今はということで断られたというのですが、それもやはりお電話か何かで予約または週何曜日と決まっているのですよね。

委員

見学の日が決まっているところはあります。

委員

そうですね。保育時間中ですとだれでも受け入れるということとはできませんよね。

委員

ただ、日にちとか曜日を決めると受ける側が構えて中には掃除しようという園もありますから、普段の状況を見てもらえないというのがあります。

ただ、一番困る問題は、保育園によっては0歳の部屋には部外者を一切入れないというところもあります。検便をして、毎日消毒をしてその部屋に入るという、そういう職員しか入れないというところもありますから、そうしますと評判が悪い。あそこに行ったのに入れて見せてくれないと。

委員

そうですね。結局結論はそうだったのですが、そういうことをもう少し表面

に何曜日とか、時間とかしてあげた方が、お母様方やはり行動範囲狭いですからよろしいのではないかと思います。

委員 電話がかかってくれば、お昼の時間はお避けになった方がいいとか、そういうことは言いますが。

委員 そうですね。やはり見学にお子さん連れていく場合のお子さんというのはまだ小さいわけで、体調があって予約をしてもたまたまそのときに行かれなかったとか、そういう事態も発生してくるわけです。

委員 そうですね。

委員 そういうのをもう少し何かしらの形で出していただけるとお母様方も断られたからよくないのではないかと、ただ一度のそういうことでの評価というのがなくなってくると思います。

それともう1つ公立保育園と、私立保育園のこと、一般的なのですが、要するに保育園に入る子ども、両親だけでなく、年配の者であっても保育園のことをもう少し把握できてもいいのではないかなという、地域ぐるみで、そういうみんなに勉強会のようなものがあった方がいいのではないかなと思います。

委員長 幼稚園ですか。保育園ですか。

委員 保育園、そうです。公立も私立も。というのは鎌倉という特に旧鎌倉に関しては比較的よそから来た人というのはよそ者扱いをする傾向があるのですよね。余りいいことではないと思いますが。そうしますと、旧鎌方面に若いご夫婦で越して来て、幼稚園どうしようかな、どこにしようかなというときに、余りご近所の方も、例えばアパートととかに引っ越された方、親身にあそこがいいんじゃないとか、ご相談にのってあげられないと思います。そういう意味で町会を通してでもいいのですが、地域にある幼稚園、保育園そういうものを、何か今言葉でこうどうなのがいいとは言えないのですが、もう少し町会ぐるみでそういう場が持てたらいいのではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

委員長 確かに見知らぬところに入っていくというのは勇気が要りますよね。

いろいろなご意見は出ているのですが、実際の今の保育園の中身とか、例えば保育所のハードの部分、建物の部分とかという、そこのご意見がまだないのですが、委員、委員、なかなか今ご自分のおさんが保育園にいらっしゃるので言いにくい部分があるのかもしれない、逆に言いやすい部分もあるかもしれませんし、あるいは委員こんな保育をやってみたいということがあれば出していただきたいのですが。

委員 私のところは歴史が長いので、どうしても旧態依然たる長い慣習に押し流されそうなおところがありますが、今の国の施策もものすごいスピードで変わっ

ておりまして、いろいろな制度に乗るのは大変難しいというところではありますが、入れ物にも制限がありますし、幾つかあるのですが、最近小学校の低学年で学級崩壊があるとか、そうすると幼児教育をしている私たちに大きな責任があるのではないかという思いがあります。それと母親が育つときに基本的な生活習慣が身につけていない、しつけがされていない。その親、つまりおじいちゃん、おばあちゃんが今大体50代でしょうか。その人たちが小学校、中学のときに基本的なしつけがされていない。だから二代にわたって乳幼児のしつけができないと、それを全部保育園が賄うことになると、もう少し資質の高い保育士を入れて親の教育をしたいというのが1つあります。それにはやはり予算が絡んでくることで、そういう専門知識を持った人を入れたいということと、それから食事を満足に取らずに来る子が最近大変ふえたものですから、お昼の給食だけでなく朝の給食もしなくてはいけないのかなという思いもあります。ただそこまでしたら親から子育ての能力を奪い取ることになるのかというジレンマもあります。やりたいことは山ほどありまして、ここでこれもあれもやりたいと言いますと、大ぶろしきを広げたとされるものですから、ちょっと今自重しておりますが、小出しにいたします。

委員長 食事の話とか、中高生の問題は今までの話の中でも随分出てきました。7時ぐらいの予定でと思っていて、あと日程のことも前回はご欠席の委員の方多かったので決められなかったので、少し日程の調整の時間もとりたいと思いますが、きょうだけでこれは終わらない。4月、5月、6月ぐらいまでかけてこの保育園のことはきちんと議論をしていきたいと思っておりますので、これからもこのきょういただいた資料6ですか、これが1つのたたき台というか、出発点になっていろいろ議論をしていくことになると思っておりますので、これにかかわってはまたご意見いただくことになると思っております。

委員 先ほどから子育て支援センターの話が大分出まして、あちらももう大分軌道に乗ってまいりまして、巡回で大分広まってきまして、保育園はどうしても、幼稚園、保育園どこにしようかしらという話題がどこでも未就園児の場合出てくるわけです。そんなことから一度支援センターの方のアドバイザーの方に一度お母様方の望む保育園という言葉も出てくるのではないかなと思っておりますが、……。

委員長 わかりました。そのことも含めて少し私たち自身が保育園について知ると、委員は今さらというのはあるかもしれませんが、そんなことも今後考えていきたいなと思っておりますが、きょうの部分で今後引き続きということを前提にしたら、でもきょうの段階ではこのことは言っておきたいということが、今 委員がアドバイザーの意見をというお話が出ましたが。そのほか

にきょうの段階でこのことを今後の数回の宿題にしたいとか、あるいはこのことは考えておきたいというようなことがあったら最後出していただいて、次回につなげていきたいと思います。当面今出ている宿題は少し補助金の図式がわかりやすいように、そういうものを出していただくというようなことがありましたし、それからそういう1園当たりの日中の保育と職員数の数をもう少し具体的に出していただくという、そんなことが出ていますが。ほかに。

委員

子育て支援センターについては、開設前に相談を受けました。そのときに私は民間で受けるよりは公立保育園のどこかで受けるのがいいのではないかと言いましたが、結果は外注ということになりました。大変よく利用されているのでそれはそれでよかったと思っていますが、残念なのはやはりどこか公立の保育園がやった方が、市民としての評価も公立保育園に対する評価も高まったのかなという思いがあります。

それからきょうのこの資料を出すについて、多分事務局がつくったのか、課長の命令でつくったのかわかりませんが、私の顔がちらちらしただろうと思いますが、相当かみつかれると思って出した資料だと思います。だけでもその努力には感謝します。だから次回は遠慮しないでもっと公立金うんと使っているよというような調子で言ってくれてもいいのかなと、そんなふうに思っています。

総じて民間の保育園は、公立は知りませんからどの程度の意気込みか知りませんが、相当な意気込みで子供たちの幸せのために頑張っています。ですから民間の組織の代表ということで言わせてもらうなら、民間にもう少し人件費等を厚くしていただくといいと、これは事務局に言うのではなくて、議員を口説く方が先なのかどうかわかりませんが、そういう感じがいたしています。市の財政がだんだん逼迫をしまいりますと、1番弱い人たち、物を言えない人たちのところにどうしてしわ寄せがくると、そうするとパイが小さくなると、それが弱い者のところに何倍かになってくる。何とか歯止めの方法はないかなというようなことをきょうは感じました。感想として持っています。

委員

保育園の質ということを言われたのですが、保育士さんの経験だとか、能力というのは非常に重要だと思います。きょういただいた表7を見ますと、公立の方の平均勤続年数は17年以上、私立の場合は6年という、これはものすごく差があるのです、約3倍近くある。それでこれにはいろいろな要因があると思いますが、普通考えるのは労働条件、給料も含め、あるいは労働時間等も含めて、労働条件にかなり差があるのではないかとこれを見ると感じざるを得ないです。私、公立保育園の保育士さんというは働いたところを見

たことがございませんのでよくわからないのですが、私立の園の保育士さんを見ますと本当に涙ぐましい努力をされていると、本当によく続くなというような努力をされていると思いますが、そういうことを私の個人的な経験だけですので、そういう給与、あるいは労働時間、きょうというのはなかなか難しいのですが、そういうものについてその実態がわかるようなことをしていただきたいと、議論の前提としていただきたいと思います。

先ほど公立の民営化なんていう話があって、その前段に市の財政も厳しいのでという話があったのですが、市の財政が厳しいので公立を民営化すると、私立の方がお金がかからないからということだとすると非常に厳しい労働条件をどんどん広げていくというようなことにもなりかねないというわけですし、そういう議論をする際にそれぞれの労働実態がどうなっているのかということもぜひ知っておきたいと思いますので、それがわかるようなことがあれば出していただきたいと思います。

委員 事務局に調べてほしいことがあるのです、次回までに。

きのう東京の都下のある市では、公立の保育園を一括してベネッセに委託したというのを聞いています。それは入札でベネッセに委託したと、それで入札金額が公立の保育コストの4分1だったという話があります。その辺のところをちょっとしっかりしたところを次回までに調べてきていただきたい。

事務局 今のお話なのですが、新聞の情報とそれから問い合わせを一度電話でしましたが、実際4分の1という形ではなかったようですが、何か2分の1ぐらいには押さえられるというような、コストの話だけ、保育内容は当然保育内容の仕様を出しておりますので、こういうものをやれというようなことを出した上で、決まったと思われま。

委員 あれは人材派遣会社をつくったからコストが下がったのですが、私も前に人材派遣会社をつくらうとしたのだが、時期が早すぎて実現しませんでした。いずれ保育はそういう形になってくるのではないかと。私が理想とする保育園というのは保育園の中には子供がいない、職員だけ。そして地域にいる子供たちが数名のサテライトに生活をして、そこへプロ集団の保育士が出前をして歩くと、こういう形で、子供連れの親が来るのは相談に来るだけという、相談もできれば出向いていってすると、そういうのが1番の理想的な保育園だと思っています。そう言うと多くの園長からつるし上げられますが、どうですか、委員長。

委員長 これはちょっと今一概には。初めて聞いたお話なので感想の保留をしておきます。

よろしいですか。そうしましたら、各委員の方からそれぞれ注文が出ましたので、これ以降何回かに分けて少し宿題を片づけながら考えていきたいと思

います。

それではもう一つ重要な議題なので日程の調整をさせていただきます。

(日程調整)

委員長

次回開催予定4月28日17時。

それと私の方から提案があるのですが、委員にはまさに今さらということなのかもしれませんが、委員も、委員もご自分のお子さんが通っていらっしゃる保育園しかご存じがないし、我々はなかなか見る機会がないので、土曜日5時の時間帯というのは子供たちがほぼはけてしまっているから、逆に保育のお邪魔にはならないので、4月か、あるいは6月のどこかで会場の関係あると思うのでどちらかで結構ですから、ちょっと1時間ぐらい保育園見せていただいて、それでできれば園長さんとも懇談させていただける機会があつて、実際ハードの部分を見てみたいと思うので、見学させていただく園の選定とか、それから足周りがありますから、そこからここへ戻って来るのか、近くに公民館があるのかというようなこともありますので、一度詰めさせていただきます。ぜひ一度現場に出てみたいと思いますので、4月か、6月の機会にそれをさせていただくということでやらせていただきたいと思います。ちょっと予約のこともありますので、どちらかでということでお約束させていただきます。

それではきょうご用意をしました議事を終えて、ちょっと7時5分まわりましたが審議を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。